

産業構造審議会
保安・消費生活用製品安全分科会
第6回 産業保安基本制度小委員会
都市ガス・液化石油ガス分野における今後の取組
(抜粋)

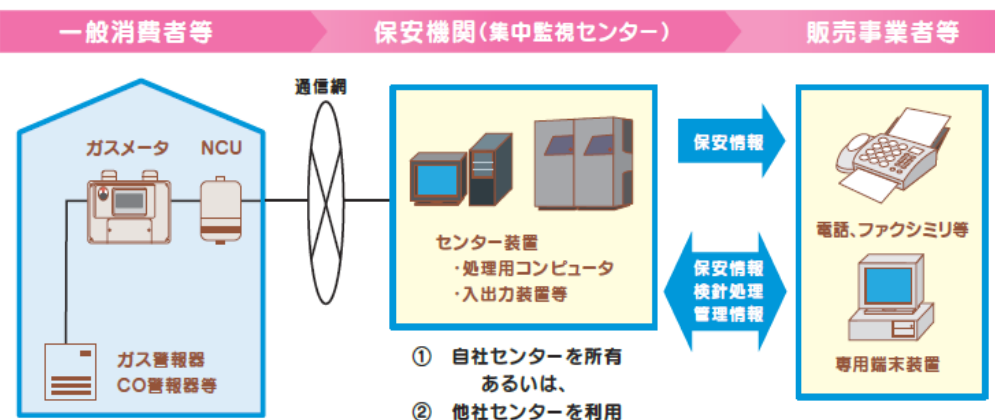
2021年11月4日

経済産業省
産業保安グループ
ガス安全室

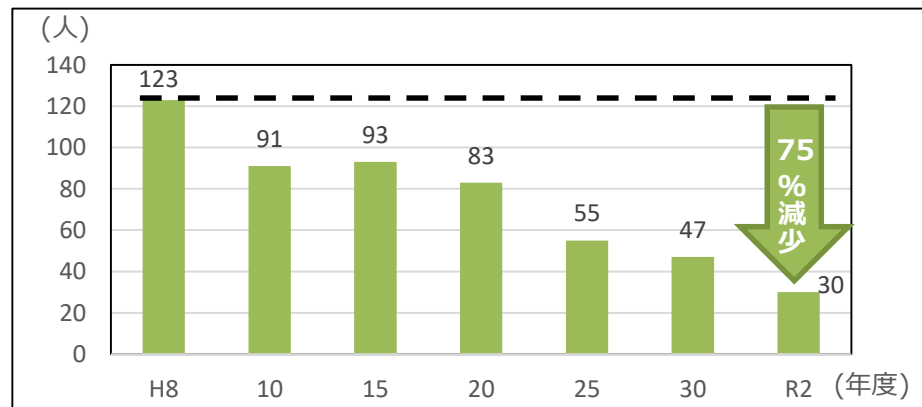
液化石油ガス分野におけるこれまでの取組について

- 集中監視システムの導入促進のため、平成8年の液化石油ガス法改正により、保安確保のための機器の設置及び管理の方法について認定を行う「認定販売事業者制度」を創設し、業務主任者の選任、保安業務の方法に関する特例を付与した※1。
- 現状、液化石油ガス業界では、事故時の自動閉栓機能を備えたマイコンメーターの普及率が100%となっており、更にマイコンメーターとの通信により保安情報を得て遠隔遮断等を行う「集中監視システム」が確立されている※2。
- ※2 集中監視システムは平成9年頃から導入が進み、令和元年の374万台（19.0%）から、令和2年の467万台（23.8%）に増加。これにより、事故による死傷者数についても、平成15年と比較して令和2年は67.7%減となっている。

集中監視システムの設置イメージ



液化石油ガス事故に依る死傷者数



集中監視システム導入により事故を防いだ事例

- 継続使用時間オーバーによる遮断5分前警告の情報を受け連絡。通ずるもお客様が外出中であったため、臨時の措置として遠隔遮断を実施。

※1 平成8年の液化石油ガス法改正以降も、段階的に要件を引き上げるとともに、CO警報器の設置等の追加要件を満たすことで緊急時対応の更なる緩和と点検・調査頻度の更なる緩和の追加特例を付与する等の制度の拡充、第2号認定（シルバー認定）の追加を行ってきた。

液化石油ガス分野における制度措置の方向性

- 集中監視システムの導入等により、**重大事故の件数は減少する等、現行の「認定販売事業者制度」が有効に機能**する一方、個々の消費先に設置される設備が保安の中心となる液化石油ガス販売事業において、集中監視システム以外の取組として**AI/ビッグデータ等の技術を活用したスマート保安が本格的に導入されるには、なお時間を要する。**
- このため、今般、**スマート保安を前提とした高度保安実施事業者制度の創設は行わないが**、保安体制の高度化を促進するために、**「認定販売事業者制度」を拡充する。**これは、保安人材不足・高齢化問題の対応のための、保安業務のさらなる省力化に資するもの。
- 具体的には、現行の常時監視型の集中監視システムを前提とした認定制度に加え、認定事業者の裾野を広げる観点から、**常時監視ではない「低頻度型通信型集中監視システム」を導入した者にも、一定のインセンティブを措置すること等**を検討。

現行の「認定販売事業者制度」

		ゴールド（第1号認定）	シルバー（第2号認定）
認定対象消費者の割合(集中監視システム設置率)		70%以上	50-70%未満
特例	①業務主任者	2/3を減じる。	×
	保安業務 ②緊急時対応	40km以内	40km以内
	③点検・調査 配管の漏えい試験など4年に1回	10年に1回に緩和	×
追加要件：燃焼器など		CO対策の実施等	×
追加特例	②緊急時対応	60km以内	×
	③点検・調査 燃焼器の適合性など4年に1回	5年に1回に緩和	×